

ジョン・ベーコンソープのカルメル会史擁護

——修道会の「正統性」と「継承」理念——

鈴木 喜晴

はじめに

二〇世紀半ばから近年にかけて、西欧中世における歴史叙述を論ずるにあたり、従来の史料批判を中心にした実証主義的な研究にとどまらず、叙述自体の真偽とは別に、叙述の意図や背景について検討する方法論が次第に市民権を確立していった。服部良久はこの傾向を以下のように簡潔に要約している。

「…中世の歴史叙述の多くは、普遍史・救済史のテーマに沿った叙述であれ、民族や国家、都市の起源に関する叙述であれ、一定の目的や理念の追求のために大胆な

仮説や荒唐無稽なフィクション、伝説をも挿入した物語的な性格が顕著である。それゆえランケ以降の近代史学においては、中世の歴史叙述は、信頼できるその事実を選別利用するにとどまり、叙述をまとまった作品として本格的な研究対象とすることは稀であった。しかし第二次大戦後、近代歴史学自体のおびる構築性、あるいは物語性の自覚と、そこから生まれる歴史叙述の歴史的制約性に対する認識が明確になるにつれ、中世の歴史叙述を、それ自体、中世人の多様な歴史意識と世界観、思考様式、あるいはアイデンティティを示すテキストとして考察する研究が本格化した。^①

宗教史の分野、特に修道会研究においても、このような

方法論が確立されつつあることを指摘できよう。一二、一三世紀以降、新修道会の発展と軌を一にして、会の創立過程、系譜関係、創立目的や創立者の伝記などを記した一連の文書が顕著に増加するが、これらの文書群の中で従来、実証的な資料批判によって価値の薄い資料と見なされてきたものにも、新たな光が当てられつつある。例えば、その立論の妥当性等で論議の対象となつたとはいへ、初期シトー会史に関する諸テキストの成立、改変過程を検討することで、会の発展をめぐる従来の定説に疑問を投げかけたC・H・バーマンの著作を近年における例として挙げる⁽¹⁾ことができる。我が国でも例えば杉崎泰一郎氏は、一二世紀における新修道会創立者であるロベール・ダルブリッセルの伝記⁽²⁾について、その「公報」的側面に分析を加えている⁽³⁾。また坂口昂吉氏は、フランシスコ会著作家たちによる創立者フランシスコの「伝記」⁽⁴⁾叙述に見られる黙示録的歴史解釈について検討している。

だが、中世後期における修道会起源を巡る叙述の「物語的性格」を、単にプロパガンダ、あるいは教会に伝統的な普遍史・救済史の一変種として理解するだけで十分といえようか。そもそも中世後期から近世初期にかけての修道会系文書で、しばしば歴史叙述の虚構性・神話性がその限界まで拡大される現象には、他の要因が隠されてはいないだ

ろうか。本稿は托鉢修道会の一派であるカルメル会による「会史」叙述の変遷と、その知的背景について検討することで、これらの問いに考察を加えるものである。

1 カルメル会をめぐる研究史概略

本論に入る前に、従来、特に日本で比較的論じられることの少なかった、中世におけるカルメル会についての研究史概略を示しておきたい。

フランシスコ会、ドミニコ会、アウグスティノ隠修士会と並んで中世後期に規模を拡大した托鉢修道会の一派でありながら、カルメル会に関する歴史研究は欧米でも近年まで盛んとはいえなかった。これには次の理由を挙げることができる。

一七世紀後半、中世から近世初頭にかけて流布されたカルメル会の「起源神話」に対して、イエズス会の資料批判的な聖人伝編纂者たちは『ボランディスト聖人伝』(Acta Sanctorum Bollandiana)において、一三世紀以前に遡るカルメル会の存在を否定した。これに反発したカルメル会側は、一九世紀末に至るまで、過度に「護教的」で史料批判を欠いた姿勢を貫き、伝統の擁護に固執続けた。この不毛性ゆえに、一九世紀から二〇世紀初頭にかけて、実

証主義的な歴史家たちは、研究対象として当分野自体を避けて通る傾向があった。K・J・イーガンは、「伝統的なカルメル会の歴史記述は、悪名高い伝説と神話の地雷原であった」と述べている。⁽⁵⁾

しかし、二〇世紀に入ると、状況は変化し始める。カルメル会士B・ジンマーマンや、B・ジベルタによる史料編纂がこの時期の先駆的な業績であろう。⁽⁶⁾とはいえ外部の研究者との交流、本格的な研究の登場は第二次大戦後を待たねばならない。

戦後、論文誌 *Carmelus* が刊行され、一九六〇年代には前述したイーガンらの研究が成果をあげていたが、一九八〇年代、A・スターリングによって、中世カルメル会士たちの著作集が刊行されて以降、研究水準は格段に向上した。⁽⁷⁾近年の代表的な研究文献としては、A・ジョティスキによる、中世カルメル会士たちの歴史意識と会のアイデンティティについての研究を挙げることができよう。⁽⁸⁾

2 第二回リヨン公会議と托鉢修道会

「カルメル山の隠修士たち」と呼ばれる集団が西欧に出現し始めたのはいつ頃なのか、そして彼らが後の組織化されたカルメル会と連続する存在なのかという点に関する議

論はともかくとして、少なくとも一二四七年に教皇インノケンティウス四世は教皇勅書 *Quae honorem conditoris* において、彼らの都市への居住と托鉢行為（また托鉢修士としての身分）を認めている。⁽⁹⁾一二六〇年代末までに彼らの共同体は、プロヴァンス、イングランド、フランス、そしてライン川流域、低地地方へと、急速に広がっていく。

しかしながら同時期、一二五〇年代の後半から、托鉢修道士と司教、在俗聖職者との軋轢が深刻化しており、一二七四年の第二回リヨン公会議によって、周囲の状況は大きく変化する。既に一二一五年の第四回ラテラノ公会議において教書 *Ne nimia* が「宗教組織の多様化・細分化」を憂慮し、新修道会の創立を禁止していたが、教皇グレゴリウス一〇世は改めて教書 *Religionum* によってこの禁令を確認し、厳格化した。⁽¹⁰⁾これにより、第四回ラテラノ公会議以降に創立され、教皇の承認を得ていない托鉢修道会はその存続を禁じられ、承認を得ている会についても新規の修道院建設や説教活動を禁止された。⁽¹¹⁾その際、ドミニコ会とフランシスコ会は「普遍教会に対する明白な有益さ」のために禁止対象から除外された一方で、カルメル会とアウグスティノ隠修士会については、「第四回ラテラノ公会議以前の組織 (*institutum*) である」ため、「新たな規則が適用されるまでは現状のままと定める」とされた。⁽¹²⁾グレゴリウ

ス一〇世が公会議直後に急死したことで、この措置が不完全なものとなったとはいえ、カルメル会とアウグスティノ隠修士会の法的立場は以後、一三世紀末まで不安定なままであった。

大学世界に早い時期から進出していたアウグスティノ隠修士会は、一二八〇年代以降、一連の神学者たちを輩出し、教皇庁との関係を深めていく。一方、カルメル会も組織の再編成を行うことで、状況に対処している。一二八四―一二九四年にかけて、俗人修士が指導部から排除され、会の構成が聖職者中心に改編されていった。⁽¹³⁾ 加えて同時期、カルメル会修士たちは大学世界へと急速に進出していき、一二九四年にはロンドンに会の学院が設立された。⁽¹⁴⁾ また一二八二年に、総長ピエール・ド・ミヨールは、エドワード一世に宛てた書簡で、第二回リヨン公会議における決定が撤回されるよう教皇庁への取り成しを要請するとともに、会が聖母マリアに捧げられた修道会であることを主張している。⁽¹⁵⁾ このような経緯を経て、一二九八年にボニファティウス八世はカルメル会とアウグスティノ隠修士会を、公式に「第四回ラテラノ公会議以前に設立された会」として承認することになる。⁽¹⁶⁾

3 カルメル会における会史叙述の改変

一二七四年の「危機」を乗り切ったとはいえ、組織の性格が急速に変化したこと、またおそらくはこの時期、各地の多様な共同体が組織化され、吸収されていったことは、内部に相当の混乱を引き起こしたようである。既に第二回リヨン公会議以前、一二七〇年頃にカルメル会総長ニコラス・ガリクス (Nicholas Gallicus) はパンフレット *Ignea Sagitta* (『燃える矢』) を著し、自らの共同体が托鉢修道会として都市での司牧活動に関与するあまり、隠修士共同体としての理想を失っているとの嘆きを語っている。⁽¹⁷⁾

ガリクスの意図は定かではないが、少なくともこの時期、会の方向性に関して試行錯誤や意見の齟齬が存在していたことは確かであろう。一二八七年にはモンプリエでの総会において新たな修道服が規定されるなど、会の組織化と統制が強められた痕跡が見られる一方、コルビーの年代記筆者は会内部における意志の不統一を匂わせる証言を残している。⁽¹⁸⁾ これらの事情は会に求心力を与え、他の集団との差別化を図っていく上で大きな障害となったと考えられる。

この空隙を補うようにカルメル会内部においてこの時期、組織面での対応と同時に、会史を体系化する試みが企てら

れていく。入会者に会の歴史を暗記させる目的で書かれたと思われる短い文書 *Rubrica prima* は、一二八一—一三六九年にかけて数種類のヴァリアントが現存しているが、これらの写本は書かれた年代に依じて、内容が順次書き換えられている⁽¹⁹⁾。

まず、一二八一年版では会の起源は旧約聖書に登場する預言者エリヤとエリシャであるとされ、教皇インノケンティウス三世の時代にイエルサレム大司教アルベルトがつくった会則により、会が団体として確立され、教皇ホノリウス三世が会を公認したとされている⁽²⁰⁾。それに対して、一二九四年版では、第四回ラテラノ公会議における新規の会則作成禁止、そして第二リヨン公会議における同禁令の確認を意識して、アルベルトによる会則が第四回ラテラノ公会議以前に作成されたことが明記されるようになった⁽²¹⁾。さらに上述のピエール・ド・ミヨールによる主張と合致するかのよう⁽²²⁾に、一三二四年版と一三二七年版ではカルメル会の正式な名称が「カルメル山の聖母マリアの兄弟会」であるとして、初代教会時代にカルメル山の隠修士たちの「後継者たち」が聖母マリアを記念して「教会」を建てたこと、それゆえ会が聖母に捧げられた修道会であることが強調されている⁽²²⁾。

Rubrica prima の冒頭が、「われわれの修道会が誰によつ

てどのように始まったのか、と問うものにどのように答えようか」という言葉から始まっていることから分かるように、会の起源に対する関心はこの時期のカルメル会系著作における共通テーマであった。一三〇〇—一三二〇年頃に書かれたとされる会史 *Universis christifidelibus p̄* (四世紀の) イエルサレム大司教ヨアンネスと (一三世紀の) イエルサレム大司教アルベルトゥスによる会則が意図的に並立され、カルメル会が東方修道制に先立ち、同時にその後継者であることが強調されている⁽²³⁾。このような改変の結果、一三二〇年代頃までには「会史」のアウトラインがほぼ確定したと考えられる。

4 ジョン・ベーコンソープによる「会史」の理論化

一三世紀後半から14世紀前半にかけて大学世界に進出したカルメル会は、ボローニャのジェラルド (Gerardo da Bologna (Geraldus Sereni), ca. 1255-1317)、『ガイド・テレーニ (Guido Terreni, ca. 1260-1342)』ジョン・ベーコンソープ (John Baconthorpe, ca. 1290-1348) といった多くの神学者たちを輩出した。中でもベーコンソープが一三二〇年代にカルメル会の正統性擁護を目的に著した一連

の著作は、その知的傾向によって会の歴史叙述に新たな意味合いを与えることになった。⁽²⁴⁾

ベーコンソープは会史に関わる著作として、少なくとも

• *Speculum de Institutione Ordinis pro Veneratione Beatæ Mariæ*

• *Tractatus super Regulam Ordinis Carmelitarum*

• *Compendium Historiarum et Jurium pro Defensione*

Institutionis et Confirmationis Ordinis Beatæ

Mariæ de Monte Carmeli

の三作を著している。これらは一三一七年以後、一三三四年以前に書かれたことは確実に、おそらくは一三二〇年代半ばから一三三〇年以前にかけての作品であるといわれている。そのうち二つでは特に *Speculum...* と *Compendium...* に関して具体的に検討していく。

Speculum... は全四章から成る。*Speculum...* 第一―二章でベーコンソープは「聖地」や「カルメル山」という表象に、単なる会の地理的起源ではなく、教会論的な意味を付与している。彼はイザヤ書の預言を引用し、「カルメル」の名と「聖母マリア」の必然的結びつきを強調することから著述を始めている。⁽²⁵⁾ 同様に、エリヤが会の基礎をカルメル山に置いたことを聖母とキリストの受肉の前表であることみなし、「(旧約時代の)カルメル」[会] (*religio*) の兄弟

たち」が聖母を讃えるために「代を重ねて」いたことを主張している。⁽²⁶⁾ *Rubrica...* の一三二四―一三二七年版と同じく、会の聖母に対する特権的地位を強調する意図が込められていることは言うまでもない。

確かにここまでの叙述は、一連の会史文書に比べてはるかに洗練されているとはいえず、依然として伝統的な聖書解釈の手法に則っている。しかし、ベーコンソープは二章から三章にかけて、本来聖書的な議論に、教会法大全 (*Corpus Iuris Canonici*) からの典拠を突き合わせていくという方法論をとっていく。例えば、会の名前に「カルメル山」と「聖母マリア」の名をつけることの正当性が、聖ヨハネ(救護所)騎士修道会に関する教会法の条文によって補強される。⁽²⁷⁾ 同様に、「カルメル山の聖母マリアの兄弟会」を名乗ることは、修道院の命名をめぐる法的規定から是認される。⁽²⁸⁾ 聖母に「倣って」(*imitatio*) 修道生活を送るために聖母マリアの名を「権威」(= 戒律) (*regula*) として有することは、ホノリウス二世からニコラウス四世に至る六人の教皇勅書によって認められており、修道士 (*monachus*) が (会に) 聖ベネディクトの名を冠するのと同様であると主張する。⁽²⁹⁾

さらに4章では、会の「権威」(= 戒律) (*regula*) と古くからの「組織」(= 慣習) (*institutio*) が歴代のローマ

教皇と教会法によって認められてきたと述べており、⁽³⁰⁾その論拠は教会法大全に限られない。例えば、「エルサレム大司教（聖アルベルト）の戒律」については、ボーヴェのヴィンケンティウス『歴史の鏡』が証拠として提示されている。⁽³¹⁾

いずれにせよ、ベーコンソープが単なる会史を著述していたわけではなく、利用可能なあらゆる素材を駆使しながら、カルメル会の法的地位を明確化しようとしていたことは明らかである。特に彼は第二回リヨン公会議に関して、当時刊行されたばかり（一三二七）の、「教会法大全第六卷」（Liber Sextus）を引用して、留保条項が解消され、⁽³²⁾会が第四回ラテラノ公会議以前から修道会として正統な地位にあることを宣言している。

もう一つの著作 *Compendium...* は *Speculum...* に比べて、論争文書としての性格を強く有している。同著作は全九章で構成されるが、その序文でベーコンソープは、会に対する誹謗者（detractor）に、カルメル会の歴史が「おとぎ話」（fabula）ではなく「事実」（es gesta）であることを明言している。⁽³³⁾ 彼は本著において *Speculum...* にはみられないいくつかの新しい論点をつけ加えている。すなわち、カルメル会の「古さの名誉」を「記憶」（memoria）ではなく、「法」（jus）によるものであるとしている点、⁽³⁴⁾ さらにカルメル会を「神法」（jus divina）すなわち神的

靈感（divina inspiratio）によって承認された会であるとし、「使徒行録」を引用しつつ、その解消不可能性を主張している点である。⁽³⁵⁾

*

ベーコンソープの叙述を貫いている意識は、「継承」（預言者エリア↓初期の隠修士↓キリスト受肉以降の後継者たち）こそが現在のカルメル会の正統性の基礎となっている、という点への自覚であって、継承に基づく「名称」の一貫性と「会」の連続性はほぼ同一視している。さらにベーコンソープは、会が「始めにおいて」神法によって承認された存在であることを明言している。彼が煩雑なまでに引き合いにだす法令は、この「神法による承認」の解消不可能性（「もしそれが神から出たものなら…」（使徒行録、5:38））ゆえに、その無味乾燥な外観とは裏腹に、あたかも預言の成就であるかのごとく語られている。

ここで具体的な例を挙げることはしないが、ベーコンソープ以降のカルメル会の歴史記述で、しばしば、第二回リヨン公会議の条項が「留保」ではなく、「公認」に向けたステップであると解釈されているのは偶然ではない。実際、神法において既に会が解消し難く承認されているからこそ、第二回リヨン公会議の決定は覆されたというよりむしろ、⁽³⁶⁾ 会が、「短い時間のうちに」（*infra breve tempus*）「堅固

な地位に」(in solido statu)に置かれるための必然的過程であったと解釈されるのである。ベーコンソープは、カルメル会の「歴史」叙述を単なる具体的な「古い」事績の叙述から、いわば会の正統性、無謬性を示す装置へと変容させた、といえよう。

結びにかえて

一三世紀後半、第二回リヨン公会議によって引き起こされた托鉢修道会の再編成は、フランシスコ会とドミニコ会という会の正統性をいわばア・プリオリに保証された先行集団と、後発の「その他」集団を分断する結果となった。一二七四年以降に消滅し、あるいは吸収されていた集団はもとより、カルメル会やアウグスティノ隠修士会のように情勢の変化に対応することで生き残り、先行集団と肩を並べることになった共同体もまた、正統性にひとたび疑義を挟まれたことで、不安定さを内在させることになった。³⁶⁾

さらに、一二七四年の時点ですでに教会内に確固たる地位を築いていたフランシスコ会やドミニコ会に比べて、後発の立場にあるカルメル会やアウグスティノ隠修士会が、カリスマ性の強い会の創立者を擁していなかったこと、また、この時期に教皇庁が列聖手続きを厳密化した影響もあつ

て、有力な守護聖人に恵まれなかったことは、会に求心力を与え、他の集団との差別化を図っていく上で大きな障害になったと考えられる。それゆえ、彼らが「会史」自体に共同体のアイデンティティを求めたのはむしろ当然の結果だったといえる。

むろん、一二世紀までであったならば、このような問題はそもそも発生しなかったであろう。M・T・克蘭チーが言うところの「記憶」の文化においては、正統性や来歴は状況の変化に応じて上書きされていくものだからである。他方、一三世紀以降の「記録」の文化においては、宗教的な物語にも記録としての一貫性と整合性が求められるようになる。一三世紀後半以降から拡大していったカルメル会の「会史」が、記録として成立するには、さらなる理論武装が必要であった。ベーコンソープによる法的議論の導入はこの状況を如実に示している。

しかしながら近代とは異なり、先行する権威や法が後発のそれに対して優越するという中世的な通念が、会史の理論化に与えた影響も見逃すことはできない。教皇グレゴリウス一〇世による禁令が後のポニファティウス八世によって撤回されたことによって生じた正統性の綻びを繕うために、ベーコンソープは「神法」による根源的な正統化と人定法による承認(確認)という教会法的な論理を導入した。

彼の議論において修道会はもはや有機体的な教会内部の一組織であるよりはむしろ、教会自体の通時的構造を一種体現する団体と化している。

そもそも一二世紀以降、時間軸の中で構成員が「継承」され、変化にもかかわらず、なお同一性を保持する制度を「団体」として最初に認識したのは教会法学者たちであった。E・カントロヴィチは『王の二つの身体』の中で、中世後期の団体理念について次のように述べている。

「というのも、ローマ法学者が法的推論によって〈統合体〉を人格化した以前から、教会法学者は〈統合体〉の法概念を、教会全体に対してと同時に、教会内のさまざまな〈団体〉——司教座聖堂参事会や修道会その他の団体——へと適用したのである。∴教会法学者たちは、∴聖職者の団体や司教座聖堂参事会は、「百年前と今日ではその構成員が同一でなくても、団体としては同一のものであり続ける」ことを、繰り返して主張していた。³⁷⁾」

いわばベーコンソープは教会法学者たちによる「継承的」な団体理論を、遅ればせながら採用しているわけだが、重要な点は、彼がカルメル会内部で一二世紀後半以降強化されていった会の「古さ」を巡る言説と、伝統的な聖書解釈を中心とした教会史理解、そして、彼自身が大学という知的環境で慣れ親しんできた法中心主義を半ば強引に結合し

たことである。

もちろん当時、一修道会の「歴史」を教会全体のそれと重ね合わせたカルメル会の主張が広く受け入れられたわけではない。カントロヴィチは次のように述べている。

「確かに、さして重要でない小さな共同体が、たとえば普遍的教会の神秘体^vが主張したような——世界創造以来の同一性を主張できなかったことは言うまでもない。³⁸⁾」

にもかかわらず、カルメル会に限らず一二世紀後半から一四世紀にかけての修道会をめぐる理論的叙述において、「会」はしばしば、「教会」それ自体と同一視された。例えば同時期のフランシスコ会著作家たちにとって、「真の修道会」をめぐる議論と「真の教会」(vera ecclesia)をめぐる議論とはしばしば同義であった。

無論、ベーコンソープをはじめとするカルメル会の神学者たちが、ラディカルな教会観を抱いていたわけではない。彼らは政治的にはヨハネス二世寄りの教権論者であった。しかしながら、その論理展開には、教会の統一性・普遍性を揺るがしかねない危険性が潜んでいた。教会内団体の存立根拠を歴史的連続性に求めることで、対立しあう団体間で「歴史」が複数化していき、最終的には教会の「歴史」自体が団体の党派的「歴史」に引き裂かれかねないからである。

実際、イングランドで、ベーコンソープの議論は、ドミニコ会士ロバート・オールコットの反発を招いた。オールコットはカルメル会の歴史的伝統を根拠のない議論として退けた。また、彼はオッカムのウィリアムと同様に、「コンスタンティヌスの寄進状」を教会の奢侈と腐敗の根源であると看做して、その有効性を否定した反教権論者であった。イングランドのカルメル会とドミニコ会は一三七〇年代まで、会の「古さ」を巡ってしばしば争うことになる。⁽³⁹⁾

大シスマの勃発とともに、この問題はより強く同時代の著作家たちに意識されるようになった。ウィクリフは一三七八年に著した『教会論』の中で、以下のように嘆いている。

「これらの修道会 (thes sectis) は福音そのものをも、さらには古来の掟をも蚕食する。：現在の二人の教皇「アヴィニヨンとローマ」は、もはやこれら托鉢修道士以外には敵も味方も持たない。ある者は一方の教皇に、他は別の教皇に与するからである。：カルメル修道会の言うところでは、その起源はキリストの降誕以前に遡るが、ドミニコ会やフランシスコ会はそれとは正反対のことを言う。しかし誰もその論拠を示すことが出来ない。：」⁽⁴⁰⁾

註

- (1) 服部良久「歴史叙述とアイデンティティー—中世後期・人文主義時代のドイツにおけるその展開—」、南川高志編『知と学びのヨーロッパ史』、ミネルヴァ書房、二〇〇七年、一四一—一四二頁。(以下、本論中の強調・下線は全て筆者による)
- (2) Berman, C.H., *The Cistercian Evolution: The Invention of a Religious Order in Twelfth-Century Europe*, University of Pennsylvania Press, 2000.
- (3) 杉崎泰一郎、『12世紀の修道院と社会』、原書房、一九九九年、二二四—二五四頁。
- (4) 坂口昂吉、『中世の人間観と歴史—フランシスコ・ヨアキム・ボナヴェントゥラー』、創文社、一九九九年。
- (5) Egan, K.J., 'Carmel in Britain: Studies on the Early History of the Carmelite Order: Volume III: The Hermits from Mount Carmel (review)', *The Catholic Historical Review*, 91(4), 2005, 791.
- (6) Zimmermann, B. (ed.), *Monumenta Historica Carmelitana*, I, Léris, 1907.
- Xiberta, B., *De scriptoribus scholasticis saeculi XIV ex ordine Carmelitarum*, Louvain, Bibliothèque de la Revue d'histoire ecclésiastique, 1931.
- (7) Staring, A. (ed.), *Medieval Carmelite Heritage: Early Reflections on the Nature of the Order, Textus et studia Carmelitana*, 16, Roma, 1989. (Zyler MCH)

(8) Jotischky, A., *The Carmelites and Antiquity: Mendicants and their Pasts in the Middle Ages*, Oxford University Press, 2002. (以下『*The Carmelites*...)

(9) Staring, A. (ed.), 'Four Bulls of Innocent IV: A Critical Edition', *Carmelus*, 27, 1980, 273-285.

(10) Emery, R.W., 'The Second Council of Lyons and the Mendicant Orders', *Catholic Historical Review*, 39, 1953, 257-271, 259.

(11) 一部の共同体は、自らを托鉢修道会ではなく、修道参事会であると主張して存続した。イングリッシュやフランス南部においては、一二八〇年代におけるなお活動を続け、世俗諸侯からの支援を受け続けている共同体も確認されている。しかしながら、多くの小集団は次第により有力な托鉢修道会に編入されていく。

Andrews, F., *The Other Friars: The Carmelite, Augustinian, Sack and Pied Friars in the Middle Ages*, Boydell Press, 2006, 207-208.

(12) 'Religionum diversitatem nimiam, ne confusionem induceret, Generale Concilium consulta prohibitionem vetavit... Sane ad Praedicatorum, et Minorum Ordines, quos evidens ex eis utilis Ecclesiae universali proveniens perhibet approbatos, praesentem non patimur Constitutionem extendi; caeterum Eremitarum S. Augustini, et Carmelitarum Ordines, quorum institutio dictum Concilium Generale praecessit, in suo

statu manere concedimus, donec de ipsis fuerit aliter ordinatum. ...'

Tanner, N.P. (ed.), *Decrees of the Ecumenical councils*, I, Georgetown University Press, 1990, 326.

S・カッターによれば、教書の草案はフランス・カヌメン会のアウグスティヌス・隠修士会が書いた(録回レトリノ)公会議の前に組織があったと「主張」している。誤りなところを訂正した。

.. Carmelitarum et Heremitarum s. Augustini ordines, qui se asserunt ante dictum concilium institutos ...'

Kutner, S., 'Conciliar law in the making: The Lyonnese Constitutions of Gregory X in a manuscript at Washington', *Miscellanea Pio Paschini*, II, Lateranum 15, Rome, 1949, 39-81 (reprinted in *Medieval Councils, Variorum Reprints*, 1980, no. XII).

以下 Jotischky, *The Carmelites*..., 17, nt.36.

また、別の草案では、保全される修道会は、カルメル会が会衆を引っさかした。

Andrews, *op.cit.*, 18, nt.33.

(13) *ibid.*, 20.

(14) Lickteig, F.-B., *The German Carmelites at the Medieval Universities*, Roma, Institutum Carmelitanum. 1981, 26.

(15) *MCH*, 44-48.

(16) Andrews, *op.cit.*, 93.

- (17) Copsey, R., 'The Ignea Sagitta and its Readership: A Re-evaluation', *Carmelus*, 46, 1999, 164-73.
- (18) 「カルメル会修道士は会の統一を脅かすようにみえた服装、すなわち灰と白の大きな縞の付いた外套 (cappa) を放棄した。彼らが預言者エリヤのそれであると主張するこの服装は…。教皇ホノリウス4世は誠意を持って彼らにこの服装を放棄し、代わりに灰色の上着 (tunica) の上にスカプリオとともに白の外套をまとうように命じた。」 *The Carmelites*..., 53.
- もっとも、シヨティスキが指摘するように、一二世紀後半から一四世紀前半にかけて他の修道会にもこの種の問題が頻発しており、第二回リヨン公会議を契機とした修道会再編成の波に多くの共同体が晒されていたことを示している。
- ibid.*, 64, nt.69.
- (19) *ibid.*, 106-111.
- (20) *Rubrica prima* (1281)
- ‘...Dicimus enim veritati testimonium perhibentes, quod a tempore Eliae et Elisei prophetarum, montem Carmeli devote inhabitantium, ...’
- ‘Quorum successores, **tempore Innocentii III**, Albertus Ierosolymitanae ecclesiae patriarcha in unum congregavit collegium, scribens eis regulam, quam Honorius papa, successor ipsius Innocentii, et multi successorum suorum, ordinem istum approbantes, sub bullarum
- suarum testimonio devotissime confirmarunt.’
- MCH*, 40-41.
- (21) *Rubrica prima* (1294)
- ‘Quorum successores Albertus Ierosolymitanae ecclesiae patriarcha in unum congregavit collegium, scribens eis regulam ante concilium Lateranense, a pluribus summis pontificibus postea approbatam, quam sub bullarum suarum testimonio devotissime confirmaverunt.’
- MCH*, 40-41.
- (22) *Rubrica prima* (1324-1327)
- ‘Cum quidam fratres in ordine nostro iuniores quaerentibus a quo, quando vel quomodo ordo noster sumpsit exordium, vel quare dicimur fratres ordinis beatae Mariae de monte Carmeli.’
- ‘Quorum successores post incarnationem Christi ibidem ecclesiam in honore beatae Mariae virginis construxerunt et ipsius titulum elegerunt, ...’
- MCH*, 41-42.
- (23) **Universis christifidelibus**
- ‘Nec multum post quidam Ioannes, patriarcha Ierosolymitanus, frater de religione praedicta, statuit illis regulam, ... Processu vero temporis Albertus, Ierosolymitanus patriarcha, dispersos fratres in unum collegium congregavit...’
- MCH*, 83-84.

(24) カルメル会が教皇によって公認された後の一三二〇年代には、既に会の存続にかかわる危機的な状況は去っていたが、この時期会は、「清貧論争」を巡って托鉢修道会同士の党派抗争に深くかかわっていく。

フランシスコ会内部における抗争、そして教皇といわゆる厳格派との対立において当初、カルメル会は比較的仲裁的な立場をとっていたと考えられる。ヴィエンヌ公会議(一三二二—一三二四)において、当時カルメル会総長であった神学者ボローニャのジェラルド (Gerardo da Bologna (Geraldo Sereni), ca. 1255-1317) は、フランシスコ会憲派と精霊派の公開討論を提案している。しかしながら彼の後継者となったガイド・テレーニ (Guido Ferreni, ca. 1260-1342) は、ヨハネス二世が厳格派を弾劾する勅書 *Cum inter nonnullos* を公布するにおよんで、明確に教皇支持の立場を示している。テレーニはこの時期、*Cum inter nonnullos* を理論的に補強する *De perfectione vitae* を著し、また別著 *Quatuor Unum* においてもフランシスコ会厳格派を攻撃しているが、彼はマタイ福音書をめぐるペトルス・オリヴィの解釈に反論を加え、教会の財産使用権と「コンスタンティヌスの寄進」の正当性を強調している。

テレーニの弟子であり、カルメル会のイングランド管区長であったベーコンソープも同様に使徒的清貧をめぐる論争にかかわっていくことになる。付け加えれば、B・スモーリーの研究は、一三二〇年代におけるベーコンソープのマ

ジョン・ベーコンソープのカルメル会史擁護

タイ福音書註解の背景に、その教権派としての立場を見ていぬ。

Smalley, B., 'John Baconthorpe's Postill on St. Matthew', *Medieval and Renaissance Studies*, 4, 1958, 91-145. 著者 Shogimen, T. (将棋面賣口), *Ockham and Political Discourse in the Late Middle Ages*, Cambridge University Press, 2007.

(25) 'In primis attende, quod beata Maria per Carmelum decoratur et commendatur. Cum enim Isaias de Christi incarnatione prophetaret, promisit quod sola virgo ipsam foret paritura, .. Unde de Virgine dicitur Isaiae 35: "Solitudo florebit sicut liliū" et sequitur: "Datus est ei decor Carmeli, ..." *MCH*, 184-185.

(*「…荒れ地は喜び、花を咲かせる。水仙のように花を咲かせ、まことに喜びに喜んで歓呼し、レブンソンの栄光とカルメルとシャロンの威光がこれに与えられる。…」(イザヤ書 35:1-5))

(26) 'Pro veneratione quoque beatae Mariae in eius Carmelo continuanda orta est fratrum de Carmelo religio.' *MCH*, 186.

(27) 'Quia igitur isti prophetae in Carmelo, venerationi beate Mariae intitulato, habitabant, recte Carmelitae beate Mariae intitulandi erant. Ex loco enim et sancto,

cui locus intitulatus est, religiosi intitulantur, sicut Hospitalarii ab Hospitali sancti Ioannis: De privilegiis, c. 'Tuorum'.

(*c. 11, X, V, 33; Friedberg II, 852.)

MCH, 189.

- (83) 'Et ex hoc intitulantur "Ordinis beatæ Mariæ de monte Carmeli". Ex loco enim et sancto quo praedecessores in religione fuerunt intitulati, intitulantur successores: De verborum significationibus, 'Abbate''

(*c. 25, X, V, 40; Friedberg II, 922.)

MCH, 189-190.

- (83) 'Regulam insuper habent imitantem vitam beate Mariæ, ... bullis sex Romanorum pontificum munitam ..., sicut monachi sancti Benedicti: 18, q. 2, c. 'Perniciosam''

(*c. 25, C. XVIII, q. 2; Friedberg I, 836.)

MCH, 190.

- (83) 'Recte Romani pontifices et iura canonica regulam ordinis et institutionem ab antiquo approbare decreverunt'

MCH, 190.

- (83) 'Ordo Carmelitarum ab antiquo institutionem et regulam habuit a Ierosolymitano patriarcha : in Speculo historiarii, libro 31, c.123.'

MCH, 191.

- (83) 'Postmodum in concilio Lugdunensi fuit ordo in suo statu reservatus cum clausula 'donec'. Sed infra breve tempus editus fuit sextus liber decretalium, in quo dominus papa, se referens ad antiquam eius institutionem, a jure clausulam 'donec' resecauit, et ordinem iterato solidavit, dicens: "Carmelitarum ordinem, cujus institutio Lateranense concilium praecessit, in solido statu volumus permanere". in Sexto, De religiosis dominibus, c. 'Religionum diversitatem''

MCH, 191-192.

- (83) '... contra dicti ordinis detractores non per fabulas, sed per res gestas ipsam laudare disposui, ...'

MCH, 199.

- (83) 'Ordo Carmeli tanta fulget antiquitate, quod de hoc in iure non extat memoria.'

MCH, 201.

- (83) 'Ordo Carmeli a principio fuit confirmatus iure divino, id est divina inspiratione. Quod patet. Ex hoc enim patet christianam religionem divina inspiratione fuisse constitutam, quia nulla persecutione aut legis editione dissolvi poterat, prout dicitur Actuum 5 volentibus legem christianam destruere dixit Gamariel: "Sinite illos, quoniam si est ex hominibus consilium hoc aut opus, dissolvetur"; si vero ex Deo est, non potestis

‘dissolvere illud, ne forte et Deo repugnare videamini’,
MCH, 209-210.

(*)「…あの人たちから手を引いて、ほおっておきなさい。もしあの計画や業が、人間から出たものなら、自滅するでしょう。しかし、もしそれが神から出たものなら、あの人たちを滅ぼすことはできないでしょう。まかりまちがうと、諸君は神を敵にまわす者となるかもしれません。」(使徒行録、5: 38)

(36) 一二七四年以降における「托鉢修道会」とは、自発的な宗教運動というよりむしろ、教皇権の介入が生み出した教会内の団体としての性格が強い。ジョティスキーは、各托鉢修道会が一三世紀後半から一四世紀半ばにかけて組織化される過程で、同時並行的に、各団体ごとの「会史」すなわち集団の記憶が「創出」されていったことを指摘している。

The Carmelites..., 161-162.

(37) エルンスト・H・カントローヴィチ『王の二つの身体』、小林公訳、平凡社、一九九二年、三〇三―三〇六頁。

(38) 同上、三〇六頁。

(39) Smalley, B., *English Friars and Antiquity in the Early Fourteenth Century*, Oxford, University Press, 1960, 194-202.

(40) ジョン・ウィクリフ「教会論(抄)(一二七八年)―出村彰訳―」、出村彰、池谷文夫・中村賢二郎編『宗教改革著作集』第一巻、教文館、二〇〇一年、一四八頁―一五一頁。

ジョン・ベーコンソープのカルメル会史擁護